介護職員等処遇改善加算

　介護職員等処遇改善加算（以下、新処遇改善加算）は、2024 年度の介護報酬改定で創設される新たな加算です。

　従来の介護職員処遇改善加算（以下、旧処遇改善加算)、介護職員等特定処遇改善加算（以下、旧特定加算）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、旧ベースアップ等加算）（以下、これらを「旧 3 加算」）を一本化し、制度の簡素化と取得率の引上げを図ったものです。

一本化の具体的な目的は以下の 3 点です。

1.事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減するため

2.利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくするため

3.事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とするため

新処遇改善加算は、2024 年 6 月より開始され、同年 6 月以降も一定額以上の賃金改善を達成するよう、加算率の引き上げや配分方法の工夫が行われる予定です。

　当法人の各事業所では、処遇改善加算Ⅰ　を算定しています。